

礼記注疏訳注稿（十四）— 雑記上第二十（二）—

末永 高康

凡例

一 本稿は阮刻十三経注疏の礼記雑記
 上第一（*大夫次於公館節より大夫
 爲其父母節まで）に対する訳注稿で
 ある。ただし、音義および校勘記は
 省略してある。（*凡訃於其君節よ
 り士訃於同国節までは紙面の都合に
 より次号に掲載する。）

二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開
 雕のいわゆる「阮刻十三経注疏本」
 を用いたが、八行本（『影印南宋越
 刊八行本礼記正義』北京大学出版社、
 二〇一四年による）等により底本を
 一部改めた部分がある。

三 各部分の冒頭に底本における葉数
 ・表裏・行数を示した。疏について
 は適宜分割して経、注の後ろに割り
 当ててある。

四 十三経注疏からの引用について
 は、「阮刻十三経注疏本」の巻葉数
 を 1-2a3（一卷二葉表三行）、4-5b6（四
 卷五葉裏六行）等の形で記しておい
 た。ただし、巻数、行数は省略した
 部分がある。

【経】（七葉表三行）
 大夫次於公館以終喪、士練而歸。士次
 於公館①。
 ① 鄭玄は二つの「士」を「邑宰」

と「朝廷之士」に分けるが、この経文だけではその区別はわからな
い。あるいは「大夫次於公館以終
喪、士次於公館練而歸。」を誤った
ものか。あるいは「士次於公館」
の「士」は衍字で下旬に属するか。

「書き下し文」
大夫、公館に次して以て喪を終へ、士
は練して帰る。士、公館に次す。

「現代語訳」

(君の喪に際し) 大夫は、公館にやど
つて喪を終え、(邑宰を守る) 士は練
祭を終えて(所管の菜地に) 帰る。(朝
廷勤務の) 士は公館にやど(つて喪を
終え) 帰る。

【注】(七葉表四行)

公館、公宮之舍也。練而歸之士、謂邑
宰也。練而猶處公館、朝廷之士也。唯
大夫三年無歸也。

「書き下し文」

公館は、公宮の舎なり①。練して帰る
の士は、邑宰を謂ふ②。練して猶ほ公
館に処るは、朝廷の士なり。唯だ大夫

のみ三年帰ること無し。

① 「公館」については、雜記上 41-13a
「公館者、公宮與公所爲也。」注 13a4
「公所爲、君所作離宮別館也。」お
よび曾子問 19-19b 「公館與公所爲曰
公館。」注 19b10 「公館、若今縣官宮
也。公所爲、君所命使舍己者」参
照。

② 「邑宰」の語は經典類には見え
ない。『儀礼』喪服 29-7b 「公士大夫
之衆臣、爲其君布帶繩屨。傳曰、
公卿大夫室老士、貴臣。其餘皆衆
臣也。君謂有地者也」に對する鄭
注 8b1 に「室老、家相也。士、邑宰
也」とあり、これによれば公卿大
夫の采地を守る者。

「現代語訳」

「公館」は、公宮の官舎のこと。練祭
して帰る士は、邑宰(の士)を言う。
練祭してもなお公館にい(て喪に服す)
るのは、朝廷(勤務)の士である。た
だ大夫は三年間帰ることが無いのだ。

【疏】(七葉表六行)

に間伝 57.10a は「父母之喪、居倚廬、寢苦枕塊、不說經帶。齊衰之喪、居堊室、芻藟不納。大功之喪、寢有席。小功總麻、牀可也。此哀之發於居處者也。父母之喪、既虞卒哭、柱楣翦屏、芻藟不納。期而小祥、居堊室、寢有席。又期而大祥、居復寢。中月而禫、禫而牀」と「次」の別およびその遷移が説かれてゐる。

「現代語訳」

(練祭以前は) 大夫は(斬衰者がやどる仮小屋である) 廬に起居し、士は(斉衰者がやどる仮小屋である) 堊室に起居する。

【疏】(七葉表九行)

○大夫居廬者、以位尊恩重、故居廬。○士居堊室者、士位卑恩輕、故居堊室也。○「書き下し文」

○「大夫は廬に居る」とは、位尊く恩重きを以て、故に廬に居る。○「士は堊室に居る」とは、士は位卑く恩軽し、故に堊室に居るなり。

「現代語訳」

○「大夫は廬に居る」とは、(大夫は)位が尊く(主君からの)恩が重いので、廬に起居するのだ。○「士は堊室に居る」とは、士は位が卑く(主君からの)恩が軽いので、堊室に起居するのだ。

【注】(七葉表六行)

謂未練時也。士居堊室、亦謂邑宰也。朝廷之士亦居廬。

「書き下し文」

未だ練せざるの時を謂ふ。「士堊室に居る」も、亦た邑宰を謂ふ。朝廷の士も亦た廬に居る。

「現代語訳」

まだ練祭をする前の時について言う。○「士堊室に居る」(の「士」)もまた邑宰のことを言う。朝廷の士もまた(大夫と同じく)廬に起居する。

【疏】(注に対する) (七葉裏一行)

○正義曰、知此是未練時者、按間傳云、斬衰之喪居倚廬、既練居堊室。此經若練後、則大夫居堊室。今云大夫居廬、

明未練時也。云士居聖室亦謂邑宰也者、
 士若非邑宰、未練之前、當與大夫同居
 廬。今云居聖室、故知是邑宰也。必知
 邑宰者、上文云大夫終喪、士練而歸、
 言邑宰之士、降於大夫、此云士居聖室、
 亦降於大夫、故知是邑宰之士也。云朝
 廷之士亦居廬者、以臣爲君喪、俱服斬
 衰、故知未練之前、士亦居廬也。然周
 禮宮正注云、親者貴者居廬、疏者賤者
 居聖室、則引此雜記云、大夫居廬、士居
 聖室、則是大夫以上定居廬、士以下
 定居聖室。此云朝廷之士亦居廬、與彼
 不同者、尋鄭之意、若與王親者、雖
 云士賤、亦居廬、則此云朝廷之士亦居
 廬、是也。若與王無親、身又是士、則
 居聖室、則此經與王親、身又是士、則
 於宮正之注、引此士居聖室、是也。故鄭
 聖室也。若與王親雖疏、但是貴者、則
 亦居廬也。庚氏熊氏並爲此說。熊氏或
 說云、若天子、則大夫居廬、士居聖室、
 則雜記言、是也。若諸侯、則朝廷大夫
 士皆居廬也。邑宰之士居聖室、宮正之
 注是也。此義得兩通、故並存焉。

「書き下し文」
 ○正義に曰く、此れ是れ未だ練ぜざる
 の時なるを知れるは、倚廬に居り、既に
 云ふ、斬衰の喪は、と。此の経若し練
 練して聖室に居ると、と。聖室に居る
 の後なれば、則ち大夫聖室に居る。今
 大夫廬に居ると云はば、明けし未だ練
 せざるの時なること。一士聖室に居る
 も亦た邑宰を謂ふと云ふは、士若し
 邑宰に非ざれば、未だ練せざるの前、
 当に大夫と同じく廬に居るべし。今一聖
 室に居ると云ふ、故に是れ邑宰なる
 を知る。必ず邑宰なるを知れるは、上
 文に大夫喪を終へ、士は練して歸ると
 云ひ、邑宰の士の、大夫に降るを言ひ、
 此に士聖室に居ると云ひて、亦た大夫
 に降るを以て、故に是れ邑宰の士なる
 を知るなり。一朝廷の士も亦た廬に居
 る一と云ふは、臣、君の喪の爲に、俱
 に斬衰に服するを以て、故に未だ練せ
 ざるの前、士も亦た廬に居るを知るな
 り。然るに『周礼』宮正注に、一親な
 る者、貴なる者は廬に居り、疏なる者、

① 底本は「下」字無し。八行本に

者之喪服、如士服。

「書き下し文」

大夫の其の父母兄弟の未だ大夫たらざる者の為にするの喪服は、士服の如し。士の其の父母兄弟の大夫たる者の為にするの喪服は、士服の如し。

「現代語訳」

大夫がその父母兄弟でまだ大夫となっていない者の為にする喪服は、士の喪服と同じである。士がその父母兄弟の喪服と同一である。士の喪服は、士の喪服と同じである。

【疏】(八葉表九行)

正義曰、此篇雜記喪事也。經次上下、無義例科段。今各依文解之。此一經明大夫士爲其父母昆弟之服也。

「書き下し文」

正義に曰く、此の篇、喪事を雜記するなり。經次の上下、義例科段無し。①。今各おの文に依りて之を解す。此の一經、大夫士の其の父母昆弟の為にするの服を明らかにするなり。

① 「科段」は經文を「科」「段」に

細分し、それぞれの関連から經義

を明らかにしていく解經技法で、

「科段」の語は『礼記正義』では、

他に少儀疏 39-1a8 に「但此一篇、雜

明細小威儀、不復局以科段」と見

え、その具体例は樂記篇疏 37-12a7 「此

章凡有四段」以下などに見えてい

る。皇侃等の六朝義疏において「

「義例」を立て、「科段」を設ける

ことによる解經法が多用されてい

たようであるが、この部分や王制

篇疏 11-21b8 「而皇氏乃繁文曲說、横

生義例、恐非本旨。」月礼疏 14-25a7

「其輕重無義例也、皇氏曲爲別說、

非經之旨」などからうかがえるよ

うに、正義はこの種の解經法には

懐疑的な態度を取っている。

「現代語訳」

正義に曰く、この篇は喪事を雜記するものであり、經文の次序の上下について、義例や科段は無い。今、それぞれ大夫士がその父母昆弟のためにする喪服について明らかにしたものだ。

【注】（八葉表一行）

大夫尊なりと雖も、其の服を以て父母
 削る。八行本および疏の引用に従い
 ①底本は「喪」字後に「服」字あ
 り。勉人爲高行也。大功以下、大夫士服同。
 臣從君而服之齊衰爲其母與兄弟、亦以
 士以下、則以臣服君之斬衰爲其父、以
 而五升乎。惟大夫以上、乃能備儀盡飾。
 爲母、五升縵而四升、爲兄弟、六升縵
 大夫爲父服異者、有羸衰斬枕草矣。其
 爲正、爲微細焉、則屬於羸也。然則士與
 縵如三升半而三升不緝也。斬衰以三升
 服耳。羸衰斬者、其縵在齊斬之間、謂
 平仲之謙也。言己非大夫、故爲父服士
 曰、非大夫之禮也。曰惟卿爲大夫。此
 菅屨、食粥、居倚廬、寢苦枕草。其老
 齊晏桓子卒。晏嬰羸衰斬、苴經帶、杖、
 與士異者、未得而備聞也。春秋傳曰、
 又不敢服尊者之服。今大夫喪①禮逸、卑
 踰之也。士謂大夫庶子爲士者也。己卑
 大夫雖尊、不以其服服父母兄弟、嫌若

兄弟に服せざるは、之を踰るが若き
 を嫌すればなり。士は大の庶子の士
 たる者を謂ふなり。己れ大夫のた
 敢へて尊者の服を服せず、今大夫の
 喪礼逸し、士と異なる者、未だ得備
 （つぶさ）に聞かざるなり。春秋に
 曰ふ①、苴の經帶、晏桓子卒す。晏
 斬、苴の經帶、杖、し、菅屨は、粥を
 食ひ、其の老曰く、大夫の礼に非ざる
 す。其の老曰く、大夫のみ大夫と爲す、
 り、と。曰く、惟だ卿のみ大夫と爲す、
 と。此れ平仲の謙なり。己れ大夫に非
 ず、故に父の爲に士服に服するのみな
 るを言ふ。羸衰の縵は、三升半の如
 ・斬の間在り、縵は三升半の如し
 て三升を以て緝せざるを謂ふなり。微
 三升を以て正と爲す。然らば則ち
 ば、則ち羸衰の屬するなり。然らば則ち
 士と大夫の父の爲に服するの異なる者
 は、羸衰の斬、枕草有り。其の母の爲
 に、五升の縵にして四升、兄弟の爲
 には、六升の縵にして五升なるか。惟
 だ大夫以上にして、乃ち能く儀を備へ
 飾り大夫以上にして、士より以下は、則ち臣、

君に服するの斬衰を以て其の父の為に、臣、君に従ひて服するの齊衰を以て其の母と兄弟との為にするも、亦た以て人に勉めて高行を為さしむるなり。大功以下は、大夫士の服同じ。

① 『春秋左氏伝』襄公十七年伝 338a

「齊晏桓子卒。(注 8a7: 晏嬰父也。)
晏嬰 羸 纒 斬。(釈文 8a8: 纒、本作衰。)
8a9 苴 經 帶、杖、菅屨。9a 食鬻、居倚廬、寢 苦 枕 草。其老曰、非大夫之禮也。9b 曰、唯卿爲大夫。」
なお、經典類で「羸 纒 (衰)」の語が見えるのはここだけである。

「現代語訳」

大夫(の位)は尊いとは言え、その(大)夫(の)服を着て父母兄弟(の喪)に服さないのは、彼らに優越するかのよう態度を示すのを忌避してのことである。「士」は大夫の庶子で士である者を言う。自分が卑賤であればさらにまた敢えて尊者(大夫)の服を着たりはしないのだ。今、大夫の喪礼は散佚して、士と異なる部分について、細かに知ることができない。春秋伝に言う、

「齊の晏桓子が亡くなった。(その子の)晏嬰は羸(そまつ)な衰(うわぎ)の(縁縫いせず)に布地を(斬(た)つ)のままものを着て、苴(くる)の(経帯を)締め、(苴の)杖を突き、菅屨(茅のくつ)をはき、粥をすすり、倚廬に起居し、(藁を編んだ)苦に寝て草を枕とし(て喪に服し)た。その家老は「大夫の礼ではござりませぬ」と言つたが、(晏嬰は)「卿だけが大夫とされるのだ」と言つた。これは晏平仲(晏嬰)の謙辞であつて、自分は大(夫(上大夫)卿)ではないので、父の喪のため(に)士服を着たに過ぎぬと言つたものだ。(よつて)ここには士服が示されて(いる)ことになる。」
「羸 衰の斬」とは、その縷(いとすじ)が、齊衰と斬衰の間にあつて、(見かけの)縷数は(や)やきめの細かい(三升半(二八〇本)の(布地の)ようであるが(實際の縷数は)三升(二四〇本)で、縁縫いしていないものを言うのだ。斬衰は三升が標準であるから、これよりきめの細かいものは、「羸」に属する

兄弟、或作士、或無官。今大夫爲之、母
 ○疏（注に對する）（八葉表十行）
 爲に服する。であらば士と大夫とで縁縫
 いしてない点と、草を枕にする点に
 あるのだ。（見かけは）五升の縷（數
 するには、（見かけは）四升の縷（數
 の布地）で（實際の縷數は）四升の縷（數
 六升の縷（數の布地）で（實際の縷數
 は）五升の縷（數の布地）で（實際の縷數
 以上だけ、（喪礼の）儀節を完備し
 （悲しみを示す喪服の）飾りを尽くす
 ことができるのだ。士より以下は、臣
 が君の喪に服する際、君に從つて
 てその父母等に服し、臣が君に從つ
 つてその父母等に服する。此の衰でも
 れもまたその兄弟と爲に服する。こ
 の高い行いをさせようとしたもので
 ある。大功以下（の喪服）については、
 大夫と士の服は同じである。

若著大夫之服、是自尊踰越。兄弟、
 今不也。云士謂大夫爲庶子者、此
 之解經中下文、若夫適子、雖未爲
 庶子、則大夫服之、即下文也。若
 猶士大夫者、夫服可知。庶子爲父
 爲之、則大夫服之、但服之、庶子
 母之、則大夫服之、但服之、庶子
 所以不爲大夫者、但服之、庶子
 服。○正義曰、大夫之父母兄弟、
 ○正義に曰く、大夫の父母兄弟、
 嫌す（な）は、大夫の父母兄弟、
 と作（な）は、大夫の父母兄弟、
 が爲に、若し大夫の父母兄弟、
 れ自ら尊として、父母兄弟に服せざ
 大夫の服を以て、父母兄弟に服せざ
 は、是れ之を踰へんことを嫌すれば
 なり。是れ之を踰へんことを嫌すれば
 謂ふなり。士は大夫の庶子たる者
 下文の「士爲之」云ふは、此の經中
 は大夫の庶子の文を解す。此の經中
 は、若し大夫の庶子たる者、これを
 らずと雖も、猶ほ大夫の服を未だ士

ち下文 (10a9) 是れなり。若し其の適
 子士たれば、則ち大夫の服を服するこ
 と知るべし。故に此の士の父母の大夫
 たる者の為に、但だ士服を服するは、
 是れ庶子なるを知るなり。大夫の服を
 服せざる所以の者は、己れ卑にして敢
 え、現代語訳」
 「正義に曰く、「之を踰ゆるが若きを
 嫌す」とは、大夫の父母兄弟は、ある
 いは士であり、あるいは官職が無い(庶
 人である)。今、大夫が彼らのために
 大夫の服を著けたならば、自らを尊し
 として父母兄弟に優越した態度を示す
 ことになる。今、大夫の服を着て父母
 兄弟の喪に服さないのは、この優越し
 た態度を示すのを忌み嫌ったからであ
 る。「士は大夫の庶子の士たる者を謂
 ふなり」と言うのは、この「士」は、
 経文中の下文の「士為」の文(「士」
 を解したものだ。この「士」が大夫の
 庶子で士である者であるとわかるの
 は、もし大夫の適子であれば、まだ士
 となつていなくとも、大夫の服を着る

のであつて、つまりは下文(「大夫
 の適士、大夫の服を服す」とあるの
 がそれだ。(ここから)その適子が士
 であらば、大夫のこの服を着ること
 であるから、この「士」で父母の
 夫たる者のため、ただ士服を着るの
 は、庶子であるとかかるのだ。大夫の
 服を着ない理由は、自分が卑賤である
 からあえて尊者の服を着たりしないの
 である。」
 「疏(注に對する.. つづき)」(八葉
 裏四行)
 云今大夫喪禮逸、與士異者、未得而備
 聞也者、欲見大夫與士、喪禮殊異、未
 甚分明。引春秋傳者、欲證大夫與士之
 喪服不同。所引傳者、襄十七年左傳文。
 云齊晏桓子卒至唯卿為大夫、皆左傳辭
 也。齊晏桓子卒者、是晏嬰之父晏弱、
 諡曰桓子也。云晏嬰羸衰斬者、桓子之
 子晏嬰、身服羸衰而斬。云苴經帶杖者、
 以苴麻為首經要帶、以苴色之竹為杖。
 云菅屨者、是喪禮之常、枕草者、非喪禮
 寢菅屨者、是喪禮之常、枕草者、非喪禮

① 『春秋左氏伝』での「晏弱」。「晏桓子」の初出は、宣公十七年伝 24-169 「齊侯使高固晏弱蔡朝南郭偃會。」注 1694 : 晏弱、桓子。() 及斂孟高固逃歸。夏會于斷道、討貳也。盟于卷楚、辭齊人、晉人執晏弱于野王、執蔡朝于原、執南郭偃于溫。苗賁皇使見晏桓子。歸言於晉侯曰、苗賁晏子何罪。昔者諸侯事吾先君、皆如不逮。」

② 以下の喪服の記述については、『儀礼』喪服 28-3a 「喪服、斬衰裳、苴經杖、絞帶、冠繩纓、菅屨者。」伝 5a 「傳曰、斬者何。不緝也。苴經者、麻之有黃者也。菅、苴杖竹也。菅屨者、菅菲也。居倚廬、寢苦、枕塊。歎粥、朝一溢米、夕一溢米。」参照。

「現代語訳」

「今大夫の喪礼逸す、士と異なる者、未だ得て備に聞かざるなり」と言うのは、大夫と士との喪礼の違いを示そうと、大士との喪礼の違いを示そうと、わかっていない、ということだ。春

秋伝を引用したのは、大夫と士との喪服が同じでないことを証抛付けようとしてのことだ。引用した伝文は、襄公十七年の『左伝』の文である。「齊の晏桓子卒す」より「唯だ卿のみ大夫と為す」に至るまでは、皆な『左伝』の言葉である。「齊の晏桓子卒す」とは、晏嬰の父の晏弱のこと、諡して「桓子」と呼ぶ。「晏嬰麤衰して斬す」と言っているのは、桓子の子の晏嬰が、身ら衰を着て、その服の布の端を縁縫いせず、斬つたままにすると、このことだ。「苴の經帶し、杖す」というのは、(実の付いた) 苴(くろいろ) の麻で作った首經(くびまき)・要帶(こしまき)を着け、苴(くろいろ)の色(竹で作った杖をつく)ということだ。「菅屨はき」と言うのは、菅草(茅の一種)で作った屨(くつ)をはくということだ。「粥を食ひ、倚廬に居り、苦に寝る(粥をすすり、仮小屋の倚廬に起居し、藁を編んだ苦の上)に寝る」と言っているのは、喪礼の常態であるが、「草に枕す」は、喪礼の文ではない。「其の

老曰く、「大夫の礼に非ざるなり」と言
 うのは、「老」は晏嬰の家臣を言う。
 晏嬰が士服を着ているのを見たので、
 その家が、（晏嬰の）着ているもの
 についで、大夫の喪礼に合わないと言
 ったのだ。「曰く唯だ卿のみ大夫と為
 す」と言うのは、晏嬰が家老に答えた
 言葉で、もし卿の身分であれば、大夫
 の服を着ることができ、もし大夫
 の身分であれば、ただ士服を着ること
 ができるだけだ、と言ったものだ。「此
 れ平仲の謙なり」と言うのは、平仲（晏
 嬰）の言葉は礼に合っており、（晏
 嬰による）謙遜の言葉であることと言
 う。「己れ大夫に非ず、故に父の為に
 士服を服するのみなるを言ふ」と言
 うのは、もし自分が卿（上大夫）であ
 れば、父の喪のため、自分には着る
 ことができ、（が、自分にはできない）、
 その士服しか着ることができない）、
 それで「非」（上大夫に非ず）と
 言ったのだ。これより以下は、（引用
 文ではなく）みな鄭玄が解釈した言葉
 である。

【疏（注に對する.. つづき）】（八葉
 裏十行）
 云、衰、斬者、其縷在齊、斬之間者、按喪服
 初、章、斬者、次、章、疏、衰、疏、即、縷、也。
 今、言、
 初、章、衰、斬者、是、下、縷、在、齊、斬、之、間、
 故、云、衰、斬者、其、縷、在、齊、斬、之、間、
 縷、也。言、其、布、縷、在、齊、斬、之、間、
 衰、四、升、其、布、在、三、升、四、升、之、間、
 縷、如、三、升、半。言、縷、如、三、升、半、而、計、
 三、升、故、云、縷、如、三、升、半、而、計、
 但、縷、如、三、升、半、是、縷、衰、不、緝、
 布、三、升、為、父、之、服、也。云、斬、以、三、
 正、微、細、焉、則、屬、於、縷、也。者、解、
 斬、衰、而、兼、言、縷、也。屬、於、縷、也。者、
 「書、下、文」
 「縷、衰、斬、者、其、縷、在、齊、斬、之、間、
 在、一、と、云、ふ、は、按、ず、る、に、喪、服、の、
 是、斬、と、云、ふ、は、疏、衰、と、言、ふ、は、
 ①。今、一、縷、衰、斬、者、一、と、言、ふ、は、
 是、縷、に、縷、ひ、上、は、兼、ね、て、斬、し、
 に、縷、に、故、に、「縷、衰、斬、者、其、
 齊、斬、之、間、在、其、布、の、縷、と、云、
 なり。其の布の縷、齊斬の間、在るを

言ふ。斬衰は三升、麤衰は四升②、其の布は三升四升の間に在り、故に「縷は三升半の如し」と云ふ。麤なること三升半の如くして、縷を計れば唯だ三升のみなるを言ふ、故に「縷は三升半の如くして三升、緝せず」と云ふなり。但だ縷の三升半の如きは、是れ麤衰、緝せざるは是れ斬、而して成布三升なるは、父の為にするの服なり。「斬衰は三升を以て正と為し、焉より微細なれば、則ち麤に属するなり」と云ふは、晏子実に斬衰にして兼ねて麤と言ふを解するなり。

① 『儀礼』喪服 (齊衰三年) 30-1a 「疏衰裳齊、牡麻經、冠布纓、削杖、布帶、疏屨、三年者。」注 1a4 「疏、猶麤也。」

② 斬衰の升数は『儀礼』喪服伝 (斬衰三年) 28-5b に「衰三升」とあり、その注 6a4 「布八十縷爲升。升字當爲登。登、成也。今之禮皆以登爲升、俗誤已行久矣」では、「縷」(經糸の数) 八〇本が「升」であること説明する。喪服記 34-1a には「衰三

升、三升有半。其冠六升、以其冠爲受。受冠七升」とあるが、鄭注 12a5 は「衰、斬衰也。或曰三升半者、義服也」と三升半を臣が君の為にする「義服」に当てる。齊衰(= 疏衰)の升数は上の記の「つづき 12b に「齊衰四升。其冠七升、以其冠爲受、受冠八升」とあり、また『礼記』間伝 57-10b に「斬衰三升、齊衰四升、受以成布六升冠七升。爲母卒哭、受以成布六升冠七升。爲母去麻服葛、葛帶三重」とあることから、記の鄭注 13b6 は「此謂爲母服也。齊衰正服五升、其冠八升。義服六升、其冠九升」と四升を母の爲の服、五升を齊衰の正服、六升を齊衰の義服としている。

「現代語訳」
「麤衰斬すとは、其の縷、齊斬の間に在り」と言うのは、思うに(『儀礼』)喪服の初章は斬衰、次章は疏衰で、「疏衰」の「疏」は「麤」(= 粗)の意味だ。今「麤衰斬す」と言うのは、

下は麤（疏衰に）向い、上は斬と麤
 とを兼ねる（斬衰）に向い（その中間
 に位置するから）、それで「麤衰」と言
 うのは、其の麤、齊斬の間に在り「と
 のことであり、その布の麤（いとすじ）
 が、齊衰と斬衰との間に在ることを言
 うのだ。斬衰（の布）は三升（二四
 〇縷）、麤衰（の布）は四升（二三
 〇縷）、ここでの布は三升四升の間に
 在るから、「縷は三升半の如し」と言
 うのだ。（ここで「如し」と言うのは、
 その布の麤（粗さ）は三升半の（布
 の）ようであるが、その縷を数えれば
 三升（二四〇縷）に過ぎないことを
 言うのであって、それで「縷は三升半
 の如くして三升、緝せず」と言うのだ。
 縷（の粗さ）が三升半（の布）のよう
 であるというのが「麤衰」で、緝（縁
 縫い）をしないのが「斬」で、生地と
 しては三升（二四〇縷）で、これは
 父の喪のため（二四〇縷）である。「斬衰は
 三升を以て正と為し、焉より微細なれ
 ば、則ち麤に属するなり」と言うのは、

晏子（が着ているの）が実質的に斬衰
 服であるのに兼ねて「麤」と言うこと
 （の理由）を解したものだ。
 表四行）
 云然則士與大夫、爲父服異者、有麤衰
 斬枕草矣、鄭既約、故云然則士與大夫
 始明大夫與士不同、故云然則士與大夫
 爲父異麤衰枕草矣、則大夫以上、斬衰
 枕出、異麤衰枕草矣、則大夫以上、斬衰
 而云枕塊者、記者廣說非辭也。云其爲
 母五升、既而四升、爲兄弟六升、而五升
 半者、鄭既約、之、父服、縷細降一等。
 經文有母及兄弟、故此約、母與兄弟之服
 也。喪服爲母四升、故此約、爲母五升、
 謂麤細似五升、此云爲兄弟六升、四升、
 兄弟五升、此云爲兄弟六升、四升、
 如六升之縷、成布五升、皆謂縷細成布
 升數少也。云唯大夫以上、乃能備儀盡飾
 者、大夫以上、則兼天子諸侯。德高能
 備儀、服無降殺、是盡飾。
 ①底本は「約」下に「〇」の符号
 あり。八行本に従い削る。

「書き下し文」然らば則ち士と大夫と、父の為にす
 るの服の異なる者は、麤衰の斬せると
 草に枕する有り「と云ふは、鄭既に
 左伝の晏嬰の事を約し、始めて大夫と
 士との不同を明らかにす、故に「然ら
 ば則ち士と大夫と、父の為にするの異
 なるは、麤衰・枕草あり」と云ふ、則
 ち大夫以上は、斬衰し出①に枕し、士
 は則ち疏衰し草に枕す。按ずるに既夕
 礼は士礼にして、「塊に枕す」と云ふ
 は、記者の広説にして辞に非ず②。「其
 の母の為には五升の縷にして四升、兄
 弟の為には六升の縷にして五升半」と
 云ふは、鄭既に士の父服を約して、縷
 細一等を降す。経文に母及び兄弟有り、
 故に此に母と兄弟との服を約するな
 り。喪服、母の為に四升、此に「母の
 為には五升の縷」と云ふは、麤細五升
 の縷に似て、成布四升なるを謂ふ。喪
 服、兄弟の為に五升③、此に「兄弟の
 為には六升の縷」と云ふは、麤細六升
 の縷の如くにして、成布五升なるを謂
 ふ、皆な縷細成布の升数の少なきを謂

ふ。「唯だ大夫以上乃ち能く儀を備へ
 飾りを尽くす」と云ふは、大夫以上は、
 則ち天子諸侯を兼ね。徳高くして能く
 儀を備へ、服に降殺無し、是れ「飾り
 を尽くす」なり。

① 『説文』土部 13x20b 「出、塊也。
 从土口、口屈象形。塊、俗出字。」
 「塊、俗出字」は段注本が『爾雅』
 積言の積文（上中-1267）により補つ
 たもの。）
 ② 『儀礼』既夕記 414b 「寢苦枕塊。」
 同文が『儀礼』喪服伝 285b にも見
 える（喪服伝の『積文』は「塊本
 又作出」と「出」に作るテキスト
 の存在を指摘する）。その疏 96b で
 も「此之衰三升枕塊據大夫已上、
 若士則大夫適子爲士者得行大夫禮、
 若正士則枕草、衰則縷三升半成布
 三升、雜記（↓左伝）所云齊晏平
 仲爲其父麤衰斬枕草、是也。但平
 仲謙爲父服士服耳」も、このこと同
 じく斬衰三升・枕塊を大夫以上の
 礼、麤衰三升半・枕草を士の礼と
 してゐる。『左伝』の杜預注 33-9a1 も

「現代語訳」

「此禮與士喪禮略同、其異唯枕草耳。然枕出、亦非喪服正文」と士喪禮（既夕記）の「枕出」を士禮でないとし、その疏 9a1 も「喪服傳文及士喪禮記皆云、居倚廬、寢苦枕出、歎粥、朝一溢米、夕一溢米。是此禮與士喪禮畧同、其異者唯彼言枕出、此言枕草耳。然枕出者、乃是禮記及喪服傳耳、亦非喪服正文。杜意言古禮未必無枕草之法也」とことと同じ理解を示している。なお、『礼記』では「寢苦枕塊」の語は問喪 56-15a、問伝 57-10a、三年問 58-1a（『荀子』礼論は「席薪枕塊」に作る）に見え、喪大記 45-9a には「寢苦枕出」と見えるが、その疏 9b1 は「定本無枕出字、唯有寢苦二字」と指摘する。

③ 『儀礼』喪服によれば、昆弟には齊衰杖期 30-11a で、喪服篇には直接の規定は見えないが、上の部分の注②に示したように鄭玄は齊衰の正服を五升としている。

「然らば則ち士と大夫と、父の為に草の異なる者は、麤衰の鄭玄は（以上で）すでに左伝の晏嬰の記事を概説したので、そこで始めて大夫と士との（喪服の）不同を明らかにして、然らば則ち士と大夫と、父の為に異なるは、麤衰・枕草あり」と言つたのだ。つまり大夫以上は、斬衰を着て出（つちくれ）に枕するのであり、士は疏衰を着て草に枕するのである。思うに（『儀礼』）既夕礼は士礼であるのに、（その「記」に）「塊に枕す」と言っているのは、「記」の作者が広く（大夫以上の礼に及んで）説いたのであって礼の文辞として正しくない。「其の母の為には五升の縷にして四升、兄弟の為には六升の縷にして五升半」と言うのは、鄭玄はすでに士の父（の為の喪）服を概説して、縷細（いとすじの細かさ）で一等を降すとしたが、経文に「母」および「兄弟」とあるの、ここで母と兄弟とに対する喪服について概説したのだ。（『儀礼』）喪

経唯だ父母兄弟の、士と大夫との異を云ひて、大功以下の殊有るを云はざるは、是れ大功以下、大夫と同じきなり。然る所以の者は、重服の情深きを以て、故に士をして抑屈有らしめ、之をして勉勵せしむ。大功以下は、軽服にして情殺ぐ、故に上下俱に申ぶるなり。

① 『儀礼』喪服（齊衰不杖期） 31-3a
に「爲君之父母・妻・長子・祖父・母。傳曰、何以期也。從服也。父卒、然後爲祖後者服斬」とある。父の「義服」を「六升」とするの

② 以下では、『儀礼』喪服で「父卒則爲母」（30-2a）を齊衰三年とし、「父在爲母」（30-6a）を齊衰杖期として、父の在・否によつて母の爲にする喪に等差があることを根拠に議論が行われている。
「現代語訳」
を以て其の父の爲にし、臣、君に服するの斬衰

て服するの齊衰を以て其の母と兄弟との爲にす」と言うのは、喪服の義服は、みな正服より一等を降すのであるが、今ここでは父母兄弟の爲に、（一等を）降して義服にしたがっている。これは（士の）身分が卑いので屈したものだ。「臣、君に従ひて服するの齊衰を以て其の母と兄弟との爲にす」と言うのは、思うに（『儀礼』喪服篇では、臣が君に従つて（君の父母等の）喪に服する際の義服は齊衰六升で、今ここでは士が兄弟の爲に、（見かけの）縷数が六升の（布地の）ようであつて、實際の布地（の縷数）は五升であるといふのは、臣が君の爲に義服する際、（喪に服）するのに、父が亡くなつていれば、縷数が五升の（布地の）ようであつて、實際の布地（の縷数）は四升であるといふのは、臣が君の爲に義服する際、其の母の爲に全く異なつていないに、其の母の爲に同じ」と言つて、注の手前で「言

のは、羸衰が斬衰に降ること一等である。のに因つて、父の没後に母の爲にする。の（喪服）をただちに連言している。であり、（そこで）「縷は五升の如くして、成布四升なり」と言っている。は、父の没後に母の爲にする（喪服）に抛つてこれを言つたものだ。注のこの部分では、士が兄弟の爲にする喪服と、臣が君の（父母等の）爲に義服する齊衰が同じであり、父の存命時に母の爲にする喪服も、兄弟の（爲にする）喪服と同じく、（見かけの）縷数は六升の（布地の）ようであつて、實際の布地（の縷数）は五升であるので、（これは）父の存命時に母の爲にする喪服に抛つてこれを言つたものだ。それゆえに注の前後で異なつているのである。「亦た以て人に勉めて高行を為さしむ」と言うのは、居喪の礼において、服が重いのを「申」（伸）十分に行わせる）とし、服が軽いを「屈」（押さえて十分に行わせぬ）とする。今ここで大夫が父母兄弟のまだ大夫となつていないものの爲に士服を身に付

けるのは、その父母兄弟を勉励して、（徳の）高い行い行わせて、大夫となるのをうながす札なのだ。士がその父母兄弟の大夫である者の爲に士服を身に付けるのも、その士の身を勉励して、（徳の）高い行いを行わせて、大夫となるのをうながすものだ。「大功以下、大夫士の服同じ」と言うのは、経文でただ父母兄弟（の期以上の喪）について士と大夫との違いを言うだけで、大功以下に違いがあるのと言わないのは、大功以下は、（士も）大夫と同じだからである。そうである理由は、重い喪服は（死者への）情が深いので、それですらに對しては押さえつけて、（大以下は）ように（勉励したものだ。大が浅く、それで上下（の身分）がとも本来の喪に服することができなのだ。】

【疏（注に對する…つづき）】（九葉裏七行）

按聖證論王肅云、喪禮自天子以下無等、故會子云、哭泣之哀、齊斬之情、饘粥

之食、自天子達。且大國之卿、與天子
 上士、俱三命、故曰一也。晉士起大國
 上卿、當天子之士也。平仲之言、唯卿
 爲大夫、謂諸侯之卿、當天子之大夫、喪
 非謙辭也。春秋之時、尊者尚輕簡、喪
 服禮制遂壞、羣卿專政、晏子惡之、故
 服麤衰枕草。於當時爲重、是以平仲云、
 唯卿爲大夫、遜辭以辟害也。又孟子云、
 諸侯之禮、三年之喪、齊疏之服、飢粥
 之食、自天子達於庶人、三代共之。又
 此記云、端衰喪車、皆無等。又家語云、
 孔子曰、平仲可爲能遠於害矣。不以己
 之是駁人之非、遜辭以辟咎也。王肅謂、
 大夫與士異者、大夫以上、在喪斂時、
 弁經。士冠素委貌。
 「書き下し文」
 按ずるに『聖証論』王肅云ふ、「喪礼、
 天子自り以下等無し、故に曾子云ふ①、
 「哭泣の哀、斉斬の情、饘粥の食、天
 子自り達す」と。且つ大國の卿と、天
 子の上士と、俱に三命②、故に曰く一
 なり。晋士起は大國の上卿にして、天
 子の士に当たる③。平仲の言、「唯だ
 卿のみ大夫と為す」は、諸侯の卿、天

子の大夫に当たるを謂ふ、謙辭に非ざ
 るなり。春秋の時、尊者輕簡を尚び、
 喪服の礼制遂に壞（ついで）ゆ、群卿政
 を専らにし、晏子之を惡む、故に羣衰
 を服して草に枕す。當時に於ては重と
 爲す、是を以て平仲云ふ、「唯だ卿の
 み大夫と為す」と、遜辭以て害を辟く
 るなり④。又た『孟子』に云ふ、「諸
 侯の礼、三年の喪、齊疏の服、飢粥の
 食、天子自り庶人に達し、三代之を共
 にす」と⑤。又た此の記に云ふ、「端
 衰喪車、皆無等無し」と⑥。又た『家
 語』に云ふ、「孔子曰く、平仲能く害
 を遠ざくと為すべし。己の是を以て人
 の非を駁せず、遜辭以て咎を辟くるな
 り」と⑦。王肅謂ふ、大夫と士と
 異なる者は、大夫以上、喪斂に在る時、
 弁經し⑧、士は素の委貌を冠すと⑨。
 ①『礼記』檀弓上 6-13b 「穆公之母卒。
 使人問於曾子曰、如之何。」注 1364
 …曾子、曾參之子、名申。」對曰、
 申也。聞諸申之父、曰、哭泣之哀、
 齊斬之情、饘粥之食、自天子達。」注
 1366：喪父母、尊卑同。」參照。

喪礼について「天子より（庶人に）
 達す」とする文言は多く、下文で
 引かれる『孟子』以外にも『礼記』
 王制 12-10b 「三年之喪、自天子達下。」
 同 12-11a 「自天子達於庶人、喪從死
 者、祭從生者、支子不祭。」喪服小
 記 33-2a 「復與書銘、自天子達於士、
 其辭一也。」中庸 52-14b 「武王末受命、
 周公成文武之德、追王大王王季、
 上祀先公、以天子之禮。斯禮也、
 達乎諸侯大夫及士庶人。父爲大夫、
 子爲士、葬以大夫、祭以士。父爲
 士、子爲大夫、葬以士、祭以大夫。
 期之喪達乎大夫、三年之喪達乎天
 子、父母之喪、無貴賤一也。」論
 語『陽貨 17-9a 「夫三年之喪、天下之
 通喪也。（注 9a4：孔曰、自天子達
 於庶人。）」「『孟子』公孫丑下 4x1a 「曰
 古者棺槨無度、中古棺七寸、槨稱
 之、自天子達於庶人、非直爲觀美
 也、然後盡於人心」などを指摘で
 きる。
 ② 両者の「命数」については、『周
 礼』春官・典命 21-2b 「王之三公八命、周

其卿六命、其大夫四命。（注 3a：王
 之上士三命、中士再命、下士一命。）
 之 4a 公之孤四命、以皮帛眡小國之
 君。其卿三命、其大夫再命、其士
 一命。其宮室車旗衣服禮儀、各眡
 其命之數。侯伯之卿大夫士亦如之。
 子男之卿再命、其大夫一命、其士
 不命」および、『礼記』王制 11-25a 「大
 國之卿、不過三命、下卿再命。小
 國之卿與下大夫一命」参照。
 ③ 「晉士起」は『春秋左氏伝』襄
 公二十六年伝 37-18b 「晉韓宣子聘于
 周。王使請事。對曰、晉士起將歸、
 時事於宰旅、無他事矣。」注 12b10
 「起、宣子名。禮、諸侯大夫入天
 子國稱士」に見える。杜注に言う
 「礼」は『礼記』曲礼下 5-12a 「列國
 之大夫、入天子之國、曰某士」で
 あり、その鄭注 12a6 では「亦謂諸侯
 之卿也。三命以下、於天子爲士。
 曰某士者、如晉韓起聘於周、擯者
 曰晉士起」と「晉士起」が例とし
 て挙げられている。
 ④ 下文に引く『家語』参照。鄭玄

が晏嬰の行った礼を士礼と見てい
るのに対し、王肅は大夫礼（士
礼）と見ている。
⑤ 『孟子』滕文公上 53b 「孟子曰、
不亦善乎、親喪固所自盡也。曾子
曰、生事之以禮、死葬之以禮、祭
之以禮、可謂孝矣。諸侯之禮、吾
未之學也。雖然、吾嘗聞之矣。三
年之喪、齋疏之服、飭粥之食、自
天子達於庶人、三代共之。」
⑥ 『礼記』雜記上 41-8a 「端衰喪車、
皆無等。」注 8b1 「喪車、惡車也。
喪者衣衰、及所乘之車、貴賤同、
孝子於親一也。衣衰言端者、玄端
吉時常服、喪之衣衰當如之。」
⑦ 『孔子家語』曲礼子夏問 「齊晏
桓子卒。平仲羸衰斬、苴經帶、杖、
以菅屨、食粥、居傍廬、寢苦枕草。
其老曰、非大夫喪父之禮也。晏子
曰、唯卿大夫。曾子以問孔子。孔
子曰、晏平仲可謂能遠害矣。不以
己之是駁人之非、憇辭以避咎、義
也夫。」王肅注 「記者乃舉人避害之
憇以辭、而謂大夫士喪父母有異、

亦怪也。「注の「以」字は衍字か。
この注では身分による違いを暗に
認めてしまおうものとして晏嬰の言
葉を見ているようである。
⑧ 『礼記』喪大記 453b に「君將大
斂、子弁經、即位于序端」とあり、
その鄭注 569 は「子弁經者、未成服、
弁如爵弁而素。大夫之喪、子亦弁
經。」と大夫の子も大斂時に「弁經」
するとしている。「弁經」の制につ
いては弔服のそれについてである
が、『周礼』春官・司服 「凡弔事、
弁經服」注 21-10b1 に「弁經者、如爵
弁而素、加環經。…經大如總之經」
とあり、同・夏官・弁師 「王之弁
經、弁而加環經」注 32-3b1 にも「弁
經、王弔所服也。其弁如爵弁而素、
所謂素冠也。而加環經、環經者、
大如總之麻經、纏而不糾」とほぼ
同じ説明が見える。
⑨ 「委貌」の語は『儀礼』士冠礼
（記冠義） 3-12a に「委貌、周道也。
章甫、殷道也。毋追、夏后氏之道
也」と見え、これと同文が『礼記』

郊特性 26-15b に見えている。郊特性注 1564 では「常所服以行道之冠也。或謂委貌爲玄冠也」と言い、その疏 1766 「此云委貌、而儀禮記稱玄冠、故云或謂委貌爲玄冠」に従えば『儀禮』士冠礼の経 14a2-15a や特性饋食礼の記 46-10a に見える「玄冠」に同じか。その「素」(しろ)なるものが「素委貌」。小斂後に士が「素委貌」を付けることは経文には見えない。『礼記』雜記上 41-14b 「小斂環經、公大夫士一也」の鄭注 1463 に「環經者一股、所謂纏經也。士素委貌、大夫以上素爵弁、而加此經焉散帶」とあり(大夫の「素爵弁」は上の司服注の「如爵弁而素」に同じ)、『礼記』喪服小記疏 32-3a1 〴〵で変除に関する崔靈恩説を引く部分では一 3a9 至小斂投冠括髮之後、大夫加素弁、士加素委貌、故喪大記云、君大夫之喪、子弁經。又(戴徳)喪服變除云、小斂之後、大夫以上冠素弁、士則素委貌、其素弁素冠、皆加環經、故雜記云、小斂環經、

君大夫士一也。鄭注云、大夫以上素爵弁、士素委貌、是也」と説明「現代語訳」
 思うに『聖証論』で王肅は次のように言っている。「喪礼は、天子より以下等差が無いのだ。だから曾子も、「哭泣の哀しみ、斉斬の(喪服であらわされる)情、饘粥(かゆ)の食事は、天子より(庶人に)達する(まで同一である)」と言っている。かつ大国の卿と、天子の上士とは、ともに三命の身分であり、それで同一であるというのだ。(たとえば『左伝』に見える)「晋士起」(すなわち晋の韓起)は大国の上卿で、天子の士に当たる(から天子に対しては「士(の起)」と称していいのだ)。晏嬰の「唯だ卿のみ大夫と為す」という言葉は、諸侯の卿が天子の大夫に当たることを言ったもので、(鄭玄の言うように、大夫でありながら自らを大夫と見なさなかつたという意味での)謙遜の語ではない。春秋の時代には、位の高い者は簡略をよしと

して、喪服の礼制も崩れ去り、(大臣たる)群卿が国の政治を専横して、晏子はこの状態を憎んでいた。それで(その父の喪に際して)羸衰を身に付けて草を枕としたのだ。(これは大夫として正しい喪礼であったが)当時に、おいては重い喪と見なされた。そこで晏嬰は「(諸侯の臣下では)卿のものだけが(天子の)大夫に当たるので、とは言つて、辞を低くして(「大夫の礼ではない」と言つた家老の言葉を受け流す形で)非難を避けたのだ。また『孟子』も「(父母に対する)諸侯の喪礼についてであるが、三年の喪の期間、斉疏の喪服、飢粥の食事については、天子から庶人に達するまで(同一で)、三代(の礼)において共通している」と言つている。またこの雑記篇でも「喪の服装、喪の車については、いづれも(身分による)等差がない」と言つている。晏嬰は「家語』も「孔子は言つた、人物の過ちを論駁せず、言葉を低くして他人の過ちを論駁せず、言葉を低くして

て咎めを受けるのを避けている」と言つてゐる。「王肅は(さらに)言う、大夫と士とで異なっているのは、大夫以上は、喪の(小大の)斂に際して、弁経する点(だけ)である。冠する点(だけ)である。」
 表三行(注に對する.. つづき) (十葉馬昭荅王肅曰、雜記云、大夫爲其父母兄弟之未爲大夫者之喪、而肅云無等、是大夫與士喪不同者、而肅云無等、則大夫經說也。鄭與言禮、而張融評云、則與大夫異者、皆是亂世尚輕涼、非王者之達禮。小功輕重、不達於禮。鄭言者、不異於遠害。融意以王肅與鄭言義略同。如融之說、是周公制禮之時、則上下、當喪制無等。至後世以來、士大夫有異、鄭學、今申鄭義云、端衰車之禮、鄭學、今申鄭義云、端衰車無等者、端、正也。申鄭義云、端衰車下無等者、其端、正也。申鄭義云、端衰車又曾子云、其齊精、卿與大夫有異也。上無妨服有殊異耳。若王肅之意、大夫以

上弁經、士唯素冠、此亦得施於父母。此經云爲昆弟、豈亦弁經素冠之異乎。此是肅之不通也。杜元凱注左傳說、與王肅同。服虔注左傳、與端衰喪車無等、其老之問晏子之荅、皆爲非禮①。並與鄭違、今所不用也。

①底本は「禮」字なし。八行本に「書き下し文」

馬昭、王肅に荅へて曰く、雜記に云ふ、「大夫其の父母兄弟の未だ大夫と爲らざる者の爲にするの喪服は、士服の如し」と、是れ大夫と喪服同じからざる者にして、肅の「等無し」と云ふは、則ち是れ經に背くの說なり。鄭与(ため)に礼を言ふ。張融評して云ふ、①、士と大夫と異なる者は、皆な是れ乱世の輕涼を尚ぶなり②、王者の達亂に非ず③。(晏嬰の)功を小として重きを輕しとするは、礼に達せず④。鄭の(晏嬰を)謙と言ふは、害を遠ざくに異ならず」と。融の意(い)以(おも)へらく王肅と鄭と、其の義略ぼ同じ。融の説の如くんば、是れ周公制礼

の時、則ち上下同じ、當に喪制等無かるべし。後世に至りて、來(この)か(た)載せ、鄭因りて之を解す。礼は是れを載せ、鄭因りて之を解す。礼は是れ鄭學、今鄭義を申ぶ⑤。一端衰喪車等無し」と云ふは、端は、正なり。其の服衰の制度たり⑥、上下等無し。其の服子の精羸は、卿と大夫と異有り。又た會に抛りて一等と爲す、服に殊異有るを妨ぐる無きのみ。王肅の意の若くんば、大夫以上は弁經、士は唯だ素冠、此れも亦た得て父母に施す。此の經に「昆弟の爲に」と云はば、豈に亦た弁經素冠の異あらんや。此れ是れ肅の通ぜざるなり。杜元凱『左傳』に注するの說、王肅と同じ⑦。服虔『左傳』に注して、端衰喪車等無きが与(ため)に、其の老の問ひと晏子の荅へと、皆な非礼と爲す。並に鄭と違ふ、今用ひざる所なり。

①張融については、『隋書』經籍志一卷、王肅解。梁有當家語二卷、十

魏博士張融撰、亡」とある。
 ② 「尚輕涼」の語は『礼記』檀弓上 8-12b 「縣子曰、綌衰總裳、非古也」の鄭注 12b10 「非時尚輕涼慢禮」に見える。
 ③ 喪礼について「達禮」を言うものとして『礼記』檀弓下 9-16b 「葬於北方北首、三代之達禮也。之幽之故也。」同 9-22a 「敬子曰、食粥、天下之達禮也。」がある。
 ④ 「不達於禮」の語は「夔」についてであるが、『礼記』仲尼燕居 50-21a ② 「達於樂而不達於禮」とする孔子の語が見えている。なお、晏嬰が礼を知る者か否かについて、曾子と有若が論じたものが、『礼記』檀弓下 9-23a ② 「曾子曰、晏子可謂知禮也已、恭敬之有焉。有若曰、晏子一狐裘三十年、遣車一乘、及墓而反。國君七个、遣車七乘。大夫五个、遣車五乘。晏子焉知禮」と見えており、『礼記』礼器 23-18a 「晏平仲祀其先人、豚肩不揜豆、澣衣濯冠以朝、君子以爲隘矣。」同・雜

記下 43-5a 「孔子曰…、晏平仲祀其先人、豚肩不揜豆、賢大夫也、而難爲下也」では、その儉約にすぎない行為が批判されている。逆に『家語』曲礼子夏問では「子貢問曰、聞諸晏子、少連大連善居喪、其有異稱乎。孔子曰、父母之喪、三日不怠、三月不解、期悲哀、三年憂、東夷之子、達於禮者也」と晏嬰を「達於禮者」とする条が見える。
 ⑤ 類似の表現が『礼記』月令題疏 14-3a10 「但禮是鄭學、故具言之耳」、同・明堂位疏 31-5b1 「但禮是鄭學、故具言之耳」と見えている。
 ⑥ 『礼記』雜記上「端衰喪車」疏 41-8a2 では「端衰謂喪服上衣、以其綴六寸之衰於心前、故衣亦曰衰。端正也。吉時玄端服、身與袂同以二尺二寸爲正、而喪衣亦如之、而今用緘綴心前、故曰端衰也」と説明する。ハハに見える寸法は『儀礼』喪服記 34-10b 「衰、長六寸、博四寸。鄭注 11a10 「此謂袂中也。言衣者、明

馬昭が王肅に答えて言う、「雑記に「大
 「現代語訳」
 與身參齊」によれば、身頃も袂（そ
 で）も二尺二寸正方の布を用いる
 ことになる。
 ⑦『春秋左氏伝』襄公十七年伝 339a
 の家老の言葉に対する杜注 9a9 は「時
 之所行、士及大夫縗服、各有不同。
 晏子爲大夫、而行士禮。其家臣不
 解、故譏之」であり、その疏 9a10 は
 士大夫の喪礼が異なるとするこ
 の雑記篇の記述について「記是後
 人所記、記當時之事」とし、晏嬰
 は士大夫を区別しない本来の喪礼
 に従ったのを家老が理解しなかつ
 たものとす。また、9b「唯卿爲
 大夫」に對する杜注 9b4 は「晏子惡
 直己以斥時失禮、故孫辭、畧荅家
 老」であり、その疏 9b5 も檀弓篇の
 會申の語、『家語』の孔子言を引い
 て「夫家語雖未必是孔子之言、要
 其辭合理、故王肅與杜皆爲此說」
 と王肅と杜預の説が同じであるこ
 とを言う。

夫が、その父母兄弟の大夫となつてい
 ない者の為に身に付ける喪服は、士服
 と同じ」と言っている。これは大夫と
 士との喪服が同じでないことを（前提
 として）言うもので、王肅が「（大夫
 と士とで）等差が無い」と言うのは、
 経に背く説である。鄭玄はこのために
 （大夫と士との）礼を言っているのだ。
 張融は（鄭説を）評して「士と大夫と
 （喪礼が）異なるのは、みな乱世の簡
 易を尚ぶ気風によるもので、王者のす
 ぐれた礼ではないのだ。（晏嬰が自ら
 の）功を小として重い（位である）の
 に（それを）軽んじてふるまうのは、
 礼に通じているとは言えない。鄭玄が
 （晏嬰を）「謙」と言うのは、（謙遜
 して）害を遠ざけた（とする）『家語』
 ・王肅）と異ならない」と言っている。
 張融の考えは、王肅と鄭玄と、その見
 解がほぼ同じであるとするものだ。張
 融の説のようであれば、周公が礼を制
 定した時には、上下（の喪礼）が同じ
 であつて、喪制に等差が無かつたはず
 で、後世になつて以後、士と大夫と（の

の適の賢に象るを尊ぶなり。
 「現代語訳」
 仕官して大夫（の位）に至れば、その
 賢行も著れてその人徳も備わること
 なる。適子がその（大夫の）服を着る
 ことができるのも、その適子が（父の）
 賢にならうのを尊んでのことである。
 〇「疏（注に對する）」（十葉表十行）
 〇正義曰、云仕至大夫、賢著而徳成、
 適子得服其服者、以經云大夫之適子、
 服大夫之服、所以然者、以其父在仕官、
 身至大夫、賢行既著、道徳又成、故其
 適子、雖未仕官、得服大夫之服也。云
 亦尊其適象賢者、非但尊此大夫之身、
 亦當尊其適子、使服大夫之服也。能象
 似其父之賢者。皇氏云、大夫適子若爲
 士、爲其父唯服。注云仕至大夫、
 謂此子若仕官至大夫、始得服大夫服、
 以其賢徳著成。如皇氏之意、此仕至
 大夫、爲大夫之子。按前經注云、士謂
 大夫庶子爲士者、明大夫適子、未仕官
 及爲士、皆得服大夫之服。皇氏之言、
 違文背注、不解鄭意、其說非也。

「書き下し文」
 〇正義に曰く、「仕へて大夫に至れば、
 賢著れて徳成る。適子其の服を服する
 を得」と云ふは、以（おも）へらく経
 に「大夫の適子、大夫の服を服す」と
 云ふ、然る所以の者は、其の父在りし
 ととき仕官して、身は大夫に至り、賢行
 既に著れ、道徳又た成るを以て、故に
 其の適子、未だ仕官せずと雖も、大夫
 の服を服するを得たり。亦た其の適
 の賢に象るを尊ぶなり」と云ふは、但
 に此の大夫の身を尊ぶに非ず、亦た當
 に此の大夫の尊びて、大夫の服を服せ
 しむべきは、能く其の父の賢に象り似
 たる者なればなり。皇氏云ふ、「大夫
 の適子、若し士たり。皇氏云ふ、「大夫
 唯だ士服を服す。注に「仕へて大夫に
 至る」と云ふは、此の子若し仕官して
 大夫に至れば、始めて大夫の服を服す
 てるを得たるは、其の賢徳著れ成るを以
 てなるを謂ふ」と。皇氏の意の如くに
 解さば、此の「仕へて大夫に至る」は、
 大夫の子たり。按ずるに前經注に、「士

